

史跡等整備活用補助金選定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四号

史跡等整備活用補助金選定審査会規則の一部を改正する規則

史跡等整備活用補助金選定審査会規則（平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「文化振興課長」を「文化資源活用課長」に改める。

第七条中「文化振興課」を「文化資源活用課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。